

令和3年第1回区議会定例会提出予定案件

案 件 名

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

概 要

1 改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、令和3年4月1日より「特別特定建築物」に公立小学校等が追加される。

これに伴い、必要な規定の整備を図るため、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」(以下「バリアフリー建築条例」)の一部を改正する条例を第1回区議会定例会に提出する。

2 改正内容(別紙1:世田谷区バリアフリー建築条例改正の概要について 参照)

(1) 条例第15条の2を新設し、読替え規定を加える。

3 施行予定日

令和3年4月1日

4 条例改正新旧対照表

別紙2のとおり

5 添付資料

(別紙1) 世田谷区バリアフリー建築条例改正の概要について

(別紙2) 世田谷区バリアフリー建築条例新旧対照

(参考1) 国土交通省報道発表

(参考2) 国土交通省バリアフリー法施行令(建築分野)の改正について

世田谷区バリアフリー建築条例改正の概要について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下バリアフリー法）施行令の改正により「特別特定建築物」に「公立小学校等」が追加され、令和3年4月1日から施行される。

「特別特定建築物」は、これまで、「特別支援学校」、「病院」、「集会場」、「保健所」、「老人ホーム」など、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」用途の建築物を定めており、法律により「移動等円滑化基準」への適合義務が課せられている。今回、バリアフリー法施行令の施行以降は、「公立小学校等」が、この適合義務の対象として加わる事となる。

また、バリアフリー法では、以前より、「学校（「特別支援学校」を除く）」について、条例で「特別特定建築物」とすることができる規定を定めている。この規定に基づき、本区では、既に2007年（平成19年）に、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」（以下バリアフリー建築条例）により、「公立小学校等」を含む、「学校（「特別支援学校」を除く）」を、「移動等円滑化基準」の適合義務が生じる「特別特定建築物」として定めている。このため、今回、規制自体の内容については変わらない。

今回の法改正により、「公立小学校等」が、「バリアフリー建築条例で定めることによる特別特定建築物」から、「法施行令で定める特別特定建築物」へ位置づけが改められた事に伴い、「バリアフリー建築条例で定める特別特定建築物」の読替えの対象から外れたため、「公立小学校等」の読替え規定について、新たな条項を設ける規定の整備を行うこととした。

1. 改正の概要

(1) 対象

公立小学校等：小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る）で公立のもの

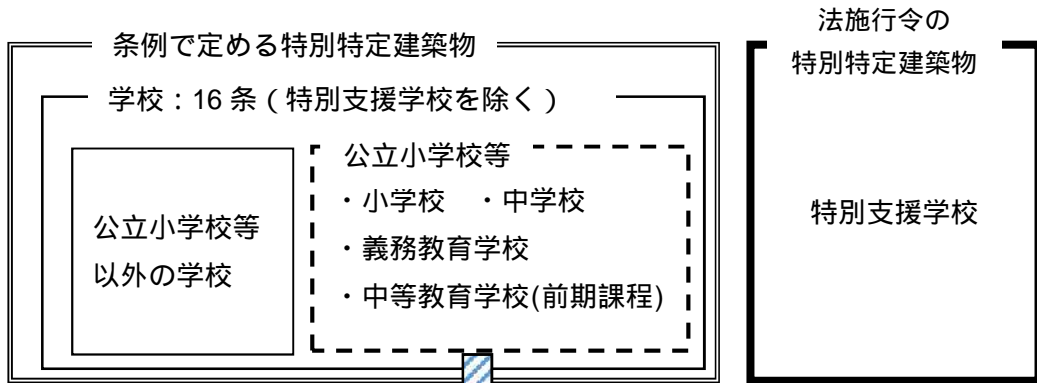
(2) 新設条文（条例第15条の2）の概要

法改正により特別特定建築物となる公立小学校等については、条例第15条の2を加え、基準の各規定を適用すると共に「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読替える。

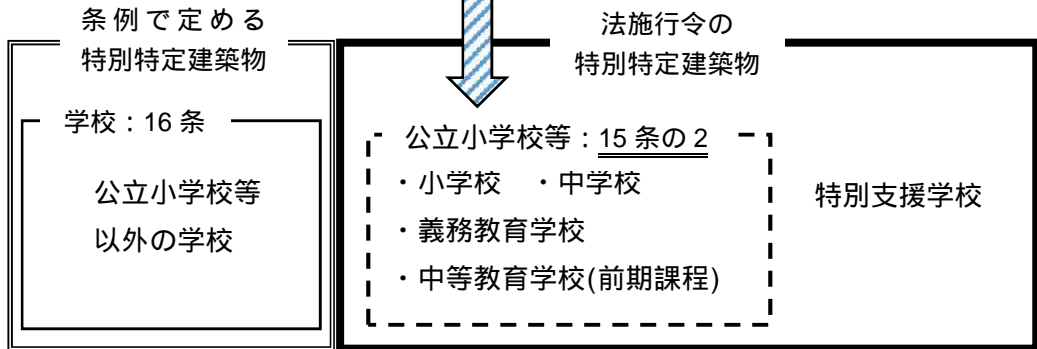
(3) 現行条例との比較

現行条例では条例第16条により読替え規定の記載があるが、「公立小学校等」については、法改正に伴い第16条の対象から除かれるため、第15条の2に規定する。

【改正前】(学校関係)



【改正後】(学校関係)



法改正により、公立小学校等（表面、(1)対象のとおり）が特別特定建築物となったことにより、現在の条例の読替え規定の対象から除かれたため、この部分の規定の整備が必要となった。

2. 施行日等

施行日 令和3年4月1日

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例</p> <p>平成19年3月14日条例第28号</p>	<p>世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例</p> <p>平成19年3月14日条例第28号</p>
<p>第1条～第4条 現行のとおり （建築物移動等円滑化基準）</p>	<p>第1条～第4条 略 （建築物移動等円滑化基準）</p>
<p>第5条 特別特定建築物のうち床面積の合計が2,000平方メートル未満の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第11条から第24条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。</p>	<p>第5条 特別特定建築物のうち床面積の合計が2,000平方メートル未満の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第11条から第23条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計の特別特定建築物(以下「中規模建築物」という。)を建築しようとする者は、当該中規模建築物を令第11条から第13条まで、第14条第1項第1号、同条第2項、第16条、第18条第1項、同条第2項第1号(階から階に至る階段を除く。)、第2号、第6号及び第7号、同条第3項、第19条(便所に係る規定に限る。次項において同じ。)、第21条(令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所を設ける場合に限る。)、第22条並びに第24条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計の特別特定建築物(以下「中規模建築物」という。)を建築しようとする者は、当該中規模建築物を令第11条から第13条まで、第14条第1項第1号、同条第2項、第16条、第18条第1項、同条第2項第1号(階から階に至る階段を除く。)、第2号、第6号及び第7号、同条第3項、第19条(便所に係る規定に限る。次項において同じ。)<u>並びに</u>第21条(令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所を設ける場合に限る。<u>次項において同じ。</u>)から第23条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅(以下「中規模共同住宅」という。)を建築しようとする者は、当該中規模共同住宅を令第11条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第22条及び第24条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させな</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅(以下「中規模共同住宅」という。)を建築しようとする者は、当該中規模共同住宅を令第11条から第13条まで、第16条、第18条、第19条<u>及び</u>第21条から第23条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>第6条～第15条 現行のとおり <u>(公立小学校等に関する読替え)</u></p> <p><u>第15条の2 公立小学校等についての第7条から第13条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「公立小学校等」とする。</u></p> <p>(条例で定めることにより特別特定建築物となるものに関する読替え)</p> <p>第16条 第3条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第7条から第15条までの規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>第17条 現行のとおり 附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> この条例は、平成19年4月1日から施行する。 この条例の施行前に世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)附則第2項の規定による廃止前の世田谷区福祉のいえ・まち推進条例(平成7年11月世田谷区条例第68号)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 この条例の施行の際、現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物については、第4条から第15条までの規定は適用せず、なお従前の例による。 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、令附則第4 	<p>させなければならない。</p> <p>第6条～第15条 略 (新設) (新設)</p> <p>(条例で定めることにより特別特定建築物となるものに関する読替え)</p> <p>第16条 第3条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第7条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>第17条 略 附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> この条例は、平成19年4月1日から施行する。 この条例の施行前に世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)附則第2項の規定による廃止前の世田谷区福祉のいえ・まち推進条例(平成7年11月世田谷区条例第68号)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 この条例の施行の際、現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物については、第4条から第15条までの規定は適用せず、なお従前の例による。 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、令附則第4

改正後	改正前
<p>条に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例の規定は適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成19年10月1日条例第49号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年12月9日条例第67号）</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第15条の規定は、施行日以後に着手する増築又は改築（以下「増築等」という。）について適用し、施行日前に着手した増築等については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。）で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第15条の規定は適用しない。</p> <p>附 則（令和3年 月 日条例第 号） この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>条に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例の規定は適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成19年10月1日条例第49号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年12月9日条例第67号）</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第15条の規定は、施行日以後に着手する増築又は改築（以下「増築等」という。）について適用し、施行日前に着手した増築等については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。）で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第15条の規定は適用しない。</p>

令和 2 年 9 月 2 9 日
住宅局 建築指導課

公立小学校等のバリアフリー化を進めます

～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～

公立小学校等を建築物移動等円滑化基準（いわゆる建築物バリアフリー基準）への適合義務の対象となる特別特定建築物に追加等する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日、閣議決定されました。

1. 背景

本年5月20日に公布された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号。以下「改正法」という。）により、一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物の範囲が拡大されることに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）について、所要の改正を行います。

2. 概要

（1）公立小学校等の特別特定建築物への追加（第5条第1号）

建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のものを追加します。

（2）その他

その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を定めます。

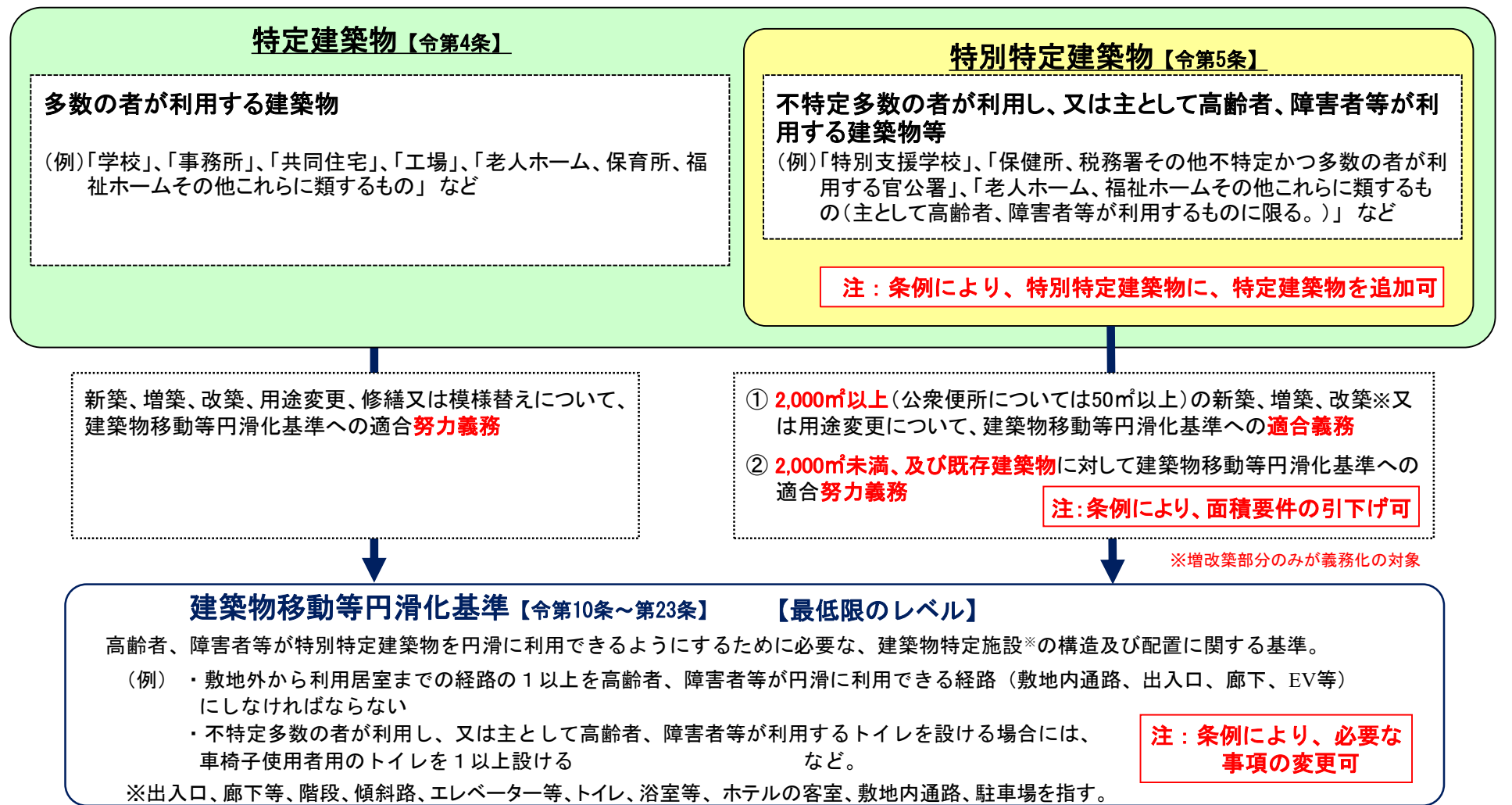
3. スケジュール

閣議決定	令和2年 9月29日（火）
公布	令和2年10月 2日（金）
施行	令和3年 4月 1日（木）（改正法の施行の日）

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課 渡邊、山田
代表：03-5253-8111（内線：39515、39538）
直通：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630

- 不特定多数の者が利用する、又は主として高齢者、障害者等が利用する等の特別特定建築物について、一定の規模以上の建築を行う場合に、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けている。
- 今般、義務付け対象となる特別特定建築物に公立小中学校等を追加する等、所要の改正を行う予定。



主なバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）

出入口

○主な基準

出入口の幅	80cm以上※
-------	---------

※ 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準



廊下等

○主な基準

廊下の幅	120cm以上※
------	----------

※ 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準



傾斜路

○主な基準

傾斜路の幅	120cm以上※1,2
手すり	片側設置※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



エレベーター及びその乗降ロビー

○主な基準

出入口の幅	80cm以上※
かごの奥行き	135cm以上※
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※

※ 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準



便所

○主な基準

車椅子使用者用便房の数	1以上※
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	1以上※

※ 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合



※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・ 階段
- ・ 敷地内の通路
- ・ 駐車場
- ・ 標識
- ・ 案内設備 等